

大阪市防災・減災条例の要旨

本条例の目的

本条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災・減災に関し、**基本理念**を定め、**本市、市民及び事業者の責務**を明らかにするとともに、**災害予防・応急対策**及び**災害復旧・復興対策**に関し必要な事項を定めることにより、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策の推進を図り、災害に強いまちの実現に資することを目的としています【第1条】

基本理念【第3条】

防災・減災は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、本市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行われるものとする

＜自助＞自らのことは自らが守る ＜共助＞地域において互いに助け合う ＜公助＞行政が市民等及び事業者の安全を確保する

注：【】内の数字は条文番号（【§4-1】は第4条第1項）

I 本市・市民・事業者の責務

本市の責務

市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災・減災対策を行うよう努めなければなりません

【§4-1】

防災・減災対策において、市民等や事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体等との連携・協力を努めなければなりません

【§4-2】

防災・減災対策において、女性や高齢者、障がい者等の多様な主体の参画を促進するために対策を行うよう努めなければなりません

【§4-3】

防災・減災対策において、高齢者や障がい者、乳幼児等の要配慮者に対して対策を行うよう努めなければなりません

【§4-4】

大阪市地域防災計画・区地域防災計画を作成、実施し、実施状況を公表するよう努めなければなりません

【§5-1-2】

大阪市地域防災計画・区地域防災計画の実施に必要な財政上の措置を行うよう努めなければなりません

【§5-3】

災害時の業務継続計画(BCP)を作成し、検証や見直しを行うよう努めなければなりません

【§6】

本市職員は、防災・減災対策に関する知識・技術の習得に努め、災害時に市民等の生命・身体・財産の保護に努めなければなりません

【§7】

市民の責務

自らの施設等の安全性の確保や防災・減災知識の習得など災害に備えるとともに、防災訓練等への参加や自主防災組織の結成など防災・減災の取組に努めなければなりません

【§8-1】

自主防災組織は、地域の特性に応じた防災・減災計画の作成に努め、防災訓練など自主防災活動の推進に努めなければなりません

【§8-2】

本市が行う防災・減災対策に、協力するよう努めなければなりません

【§8-3】

事業者の責務

自らの施設等の安全性の確保や防災資機材の整備など災害に備えるとともに、防災訓練等への参加など防災・減災の取組に努めなければなりません

【§9-1】

防災・減災計画や災害時の事業継続計画を作成するよう努めなければなりません

【§9-2】

本市が行う防災・減災対策に、協力するよう努めなければなりません

【§9-3】

II 災害予防・応急対策

◆防災・減災に関する知識の普及、防災訓練等

本市の責務・役割

発生が予想される災害や災害の防止に関する調査を行い、防災・減災対策に反映させるよう努めなければなりません

【§10】

市民の責務・役割

自主防災組織は、毎年1回以上、防災訓練を行うよう努めなければなりません

【§15-2】

事業者の責務・役割

本市や自主防災組織が行う防災訓練への参加や自らも防災訓練を行うよう努めなければなりません

【§15-4】

他の地方公共団体と相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時の応急復旧が迅速・的確に行われるよう関係事業者と協定を締結するよう努めなければなりません
【 § 11-1-2】

本市や自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めなければなりません
【 § 15-3】

市民・事業者・自主防災組織の自主防災活動を支援するよう努めなければなりません
【 § 12】

ボランティア団体との連携を図るとともに、災害時の活動環境の整備に努めなければなりません
【 § 13】

市民・事業者への防災・減災に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、学校教育等において防災・減災教育を行うよう努めなければなりません
【 § 14-1-2】

本市職員に対して防災訓練・研修等を行うよう努めなければなりません
【 § 15-1】

◆耐震性等の確保と浸水対策

本市の責務・役割

本市施設の耐震対策を行うよう努めなければなりません
【 § 16-1】

市民・事業者の建築物の耐震化を促進するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 16-2】

感震ブレーカーの普及を促進するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 16-3】

建築物の不燃化など市街地の防災構造の改善に努めなければなりません
【 § 16-4】

豪雨による浸水被害を防止・軽減するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 18-1】

市民の責務・役割

建築物や工作物、エレベーター等の耐震化を行うよう努めなければなりません
【 § 16-5】

家具等が、地震により転倒しないように努めなければなりません
【 § 16-6】

広告塔など屋外工作物が、地震や暴風等により落下・倒壊しないように努めなければなりません
【 § 17】

豪雨による浸水被害を防止・軽減するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 18-2】

事業者の責務・役割

建築物や工作物、エレベーター等の耐震化を行うよう努めなければなりません
【 § 16-5】

家具等(事務機器等を含む)が、地震により転倒しないように努めなければなりません
【 § 16-6】

広告塔など屋外工作物が、地震や暴風等により落下・倒壊しないように努めなければなりません
【 § 17】

豪雨による浸水被害を防止・軽減するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 18-2】

◆災害からの避難対策等

本市の責務・役割

避難場所・避難所等に関する情報を提供するよう努めなければなりません
【 § 19-1】

災害情報や避難指示等を市民などに伝達するための対策を行うよう努めなければなりません
【 § 19-2】

生命・身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要があるときは、避難指示を行います
【 § 19-3】

被害に関する情報提供など必要な協力を自主防災組織に求めることができます
【 § 19-4】

避難所に防災資機材や備蓄物資を配備し、機能の充実に努めなければなりません
【 § 21-1】

市民の責務・役割

あらかじめ避難場所、避難経路等の確認や災害情報の収集手段を確保するよう努めるとともに、災害時は情報収集に努めるものとします
【 § 19-5-6】

地域の特性に応じて、津波や河川氾濫による浸水から避難できる場所を確保するよう努めなければなりません
【 § 20-1】

避難所の運営に協力するよう努めるものとします
【 § 21-3】

自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、取組を行うよう努めなければなりません
【 § 22-4】

避難行動要支援者は、近隣住民との交流に努め、自主防災組織の取組へ協力、参加するよう努めなければなりません
【 § 22-5】

事業者の責務・役割

あらかじめ避難場所、避難経路等の確認や災害情報の収集手段を確保するよう努めるとともに、災害時は情報収集に努めるものとします
【 § 19-5-6】

津波等浸水想定区域(その周辺を含む)内にある事業所等においては、従業員等が避難できる場所を確保するよう努めるとともに、避難者を受け入れるよう努めるものとします
【 § 20-2-3】

地下街等の事業者は、防災訓練など利用者や従業員の津波等による浸水からの避難に関する計画を作成し、対策を行うよう努めなければなりません
【 § 20-4】

食品、飲料水など生活必需物資を備蓄するよう努めなければなりません
【 § 23-2】

災害時は、やむを得ない場合を除いて自動車を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとします
【 § 24-2】

- ▶ 避難所施設関係者等との連携を図り、災害時の避難所運営に係る協力体制を整備するよう努めなければなりません 【 § 21-2】
- ▶ 避難行動要支援者の支援計画を作成しなければなりません 【 § 22-1】
- ▶ 避難行動要支援者への避難支援の取組が行われるよう自主防災組織の支援に努めなければなりません 【 § 22-2】
- ▶ 福祉避難所の指定を行うよう努めなければなりません 【 § 22-3】
- ▶ 飲料水の供給や食料、毛布など生活関連物資を確保するよう努めなければなりません 【 § 23-1】
- ▶ 通行禁止等を行ったときは、市民等へ周知し、緊急輸送の確保に努めなければなりません 【 § 24-1】

- ▶ 食品、飲料水など生活必需物資を備蓄するよう努めなければなりません 【 § 23-2】
- ▶ 災害時は、やむを得ない場合を除いて自動車を使用しないようにし、緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとします 【 § 24-2】

◆ 帰宅困難者対策

本市の責務・役割

- ▶ 帰宅困難者対策を推進するための団体の結成や活動への支援を行うよう努めなければなりません 【 § 25-1】
- ▶ 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、情報提供など支援を行うよう努めるものとします 【 § 25-2】

市民の責務・役割

- ▶ 帰宅困難者となるおそれがある者は、あらかじめ家族との連絡手段の確保や徒歩による帰宅経路の確認などの準備を行うよう努めなければなりません 【 § 25-3】
- ▶ 帰宅困難者は、むやみに移動しないよう努め、本市・事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとします 【 § 25-4】

事業者の責務・役割

- ▶ 自らの施設の安全性等を確認し、従業員等を施設内に待機させるなど対策を行うよう努めるものとします 【 § 25-5】
- ▶ 災害時は、本市や他の事業者等との連携、協力に努めるものとします 【 § 25-6】
- ▶ 公共交通事業者は、自らの施設の安全性等を確認し、帰宅困難者を施設内で待機させるなど利用者保護のための対策を行うよう努めるものとします 【 § 25-7】

III 災害復旧・復興対策

本市の責務・役割

- ▶ 道路、水道、電気、ガス等の事業者は、相互に連携して災害復旧を行わなければなりません 【 § 26-1】
- ▶ 甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければなりません 【 § 26-3】

市民の責務・役割

- ▶ 甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければなりません 【 § 26-3】

事業者の責務・役割

- ▶ 道路、水道、電気、ガス等の事業者は、相互に連携して災害復旧を行わなければなりません 【 § 26-1】
- ▶ 甚大な被害を受けたときは、自らの施設等の早期復旧、事業の早期再開に努めるものとします 【 § 26-2】
- ▶ 甚大な被害を受けたときは、相互に協力し、災害からの速やかな復興に努めなければなりません 【 § 26-3】

IV その他

- ▶ 災害時の応急復旧のため締結した協定(第11条第2項)に係る従事者が、死亡したり、負傷等により障がいの状態となった場合、補償を行うことができます 【 § 27】
- ▶ 防災・減災に関し著しい功労があったものを表彰することができます 【 § 28】